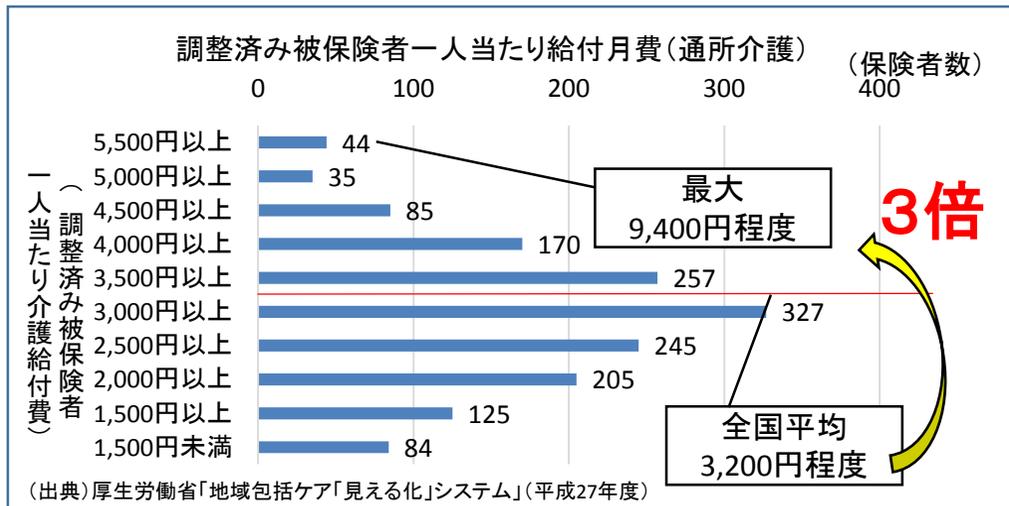
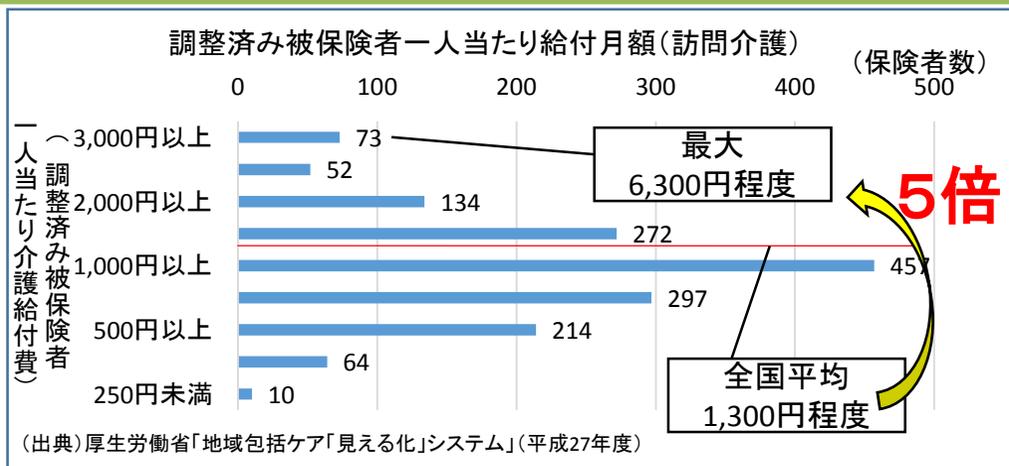


# 在宅サービスの提供体制について

## 【論点】

- 訪問介護・通所介護の被保険者一人当たり給付費については、性・年齢階級（5歳刻み）・地域区分を調整してもなお、全国平均と最大値との間で3倍～5倍の差が存在。
- 一方で、訪問介護・通所介護をはじめとした居宅サービスについては、総量規制や公募制などの自治体がサービス供給量をコントロールする仕組みが十分でない。



	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
指定等	都道府県 (指定都市・中核都市)	市町村	都道府県 (指定都市・中核都市)
総量規制	・特定施設入居者生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	・介護老人福祉施設(特養) ・介護老人保健施設 ・介護医療院(※) ※H29年介護保険法等改正法の改正後(新設の場合のみ)
公募制		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	
公募制なし	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハ ・通所介護 ・通所リハ ・短期入所生活介護 など		

(注1) 総量規制: 都道府県知事又は市町村長は介護保険事業計画等の達成に支障が生じる場合などにおいては、事業者の指定等をしていないことができる。

(注2) 公募制: 市町村長は公募により、特定の地域での開設を特定の事業者のみに認めることができる。

(注3) 介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により平成24年以降、新設は認められていない。

(注4) 定期巡回などの地域密着型サービスの普及のために必要があるときは、市町村長は訪問介護・通所介護の都道府県知事による指定について協議を求められることができる。

(注5) 居宅サービスについては、平成29年法改正により条件付加の仕組みが設けられた。

## 【改革の方向性】 (案)

- 今後、介護費の地域差を縮減に向けて保険者機能を強化していくことが必要であり、在宅サービスについても総量規制や公募制などのサービスの供給量を自治体がコントロールできる仕組みを導入すべき。

# 介護施設と在宅との公平性の確保

## 【論点】

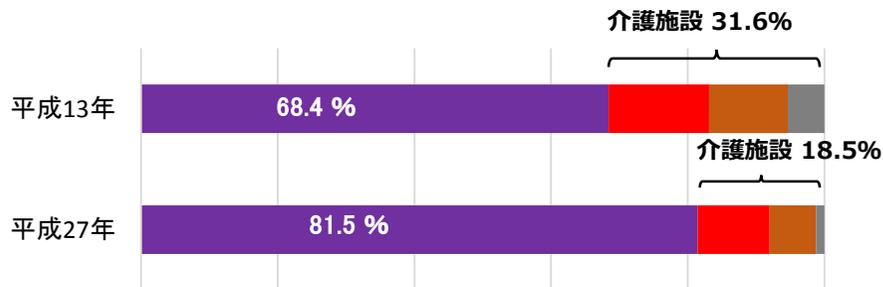
- 近年は介護施設の入所者の割合が減少し、高齢者向け住まいを含めた在宅でのサービス受給者の割合が増大。
- 介護施設等の利用者のうち低所得者には、その居住費・食費について介護保険制度から補足給付が支給されているが、在宅でのサービス利用者は基本的に全額自己負担となっている。

## <介護施設・在宅サービスの利用者数・割合（一部推計）>

介護サービス受給者数(万人)



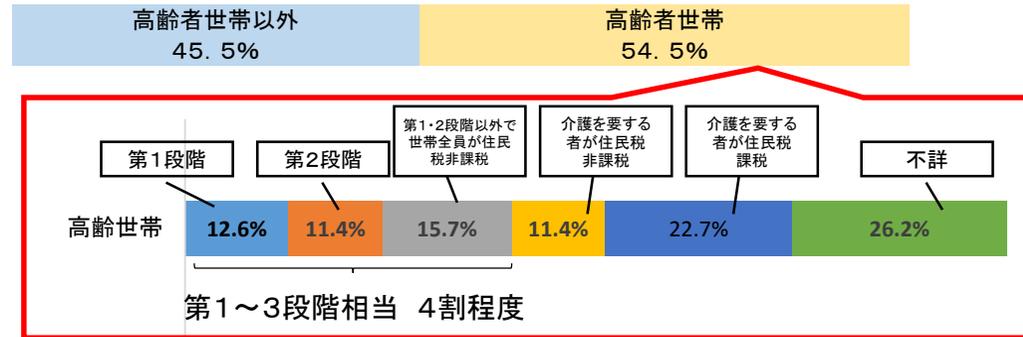
介護サービス受給者割合(%)



■ 在宅サービス ■ 介護老人福祉施設 ■ 介護老人保健施設 ■ 介護療養型医療施設

(出典)厚生労働省「介護給付費等実態調査」

## <介護を要する者（在宅）のいる世帯（高齢者世帯）の所得段階>



(出典)厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

## <補足給付の対象範囲>

認定者数: 137万人、給付費: 3,456億円 [平成27年度]

※ 介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

※ 補足給付の支給にあたっては①預貯金等、②配偶者の所得、③非課税年金 を勘案することとなっている。①・②平成27年8月～ ③平成28年8月～  
介護施設の入所者だけでなく、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者も対象。

## 【改革の方向性】 (案)

- 今後、更に在宅での介護サービスを利用者が増加していく中で、在宅と施設におけるその負担の公平性を確保するためには、補足給付については、さらに要件等について見直しを検討する必要。

# 改革項目と改革の方向性(概要:介護)

改革項目	改革工程表の記述	番号
<p>&lt;①都道府県が行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組&gt;                      &lt;(iii)機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応&gt;</p>	<p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応。</p>	<p>①</p>
<p>&lt;②公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討&gt;                      &lt;(i)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討&gt;</p>	<p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>	<p>②</p>
	<p>生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応。</p>	<p>③</p>
	<p>通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応。</p>	<p>③</p>

# 地域支援事業への更なる移行

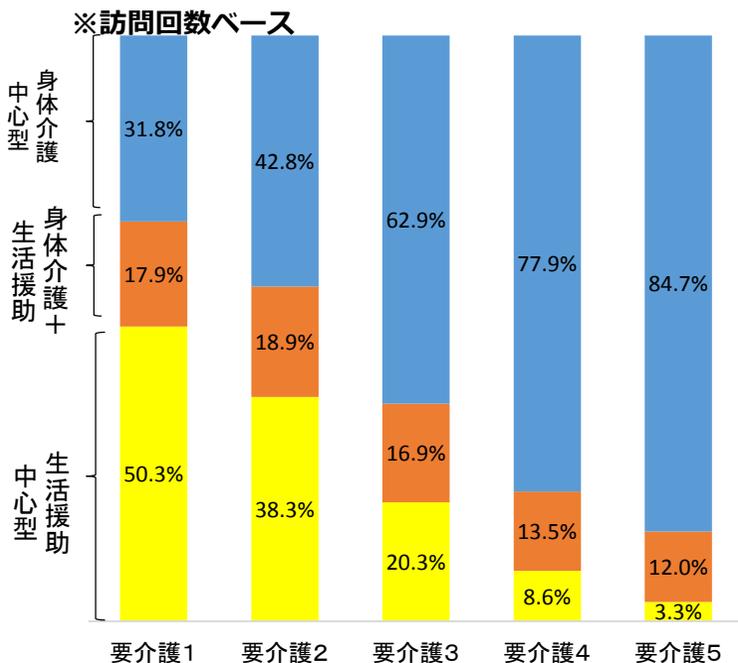
## 【論点】

- 訪問介護サービスを利用している要介護1・2の者においては、生活援助中心型の利用者の割合が多く、こうした生活支援にかかわるサービスは、保険給付によるサービス提供だけでなく、多様な主体が利用者のニーズに柔軟に対応して提供することが有益であり、介護保険財政の観点からも望ましい。
- こうした観点から要支援1・2の者に対する訪問介護・通所介護は、平成27年度から地域支援事業（総合事業）へ移行している。現状、総合事業を実施するサービス事業所においては、ほとんどが移行前の訪問介護・通所介護相当のサービスの実施にとどまっている。

(参考) 経済・財政再生計画改革工程表2016改定版 平成28年12月21日 経済財政諮問会議

軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる(2019(平成31)年度末まで)

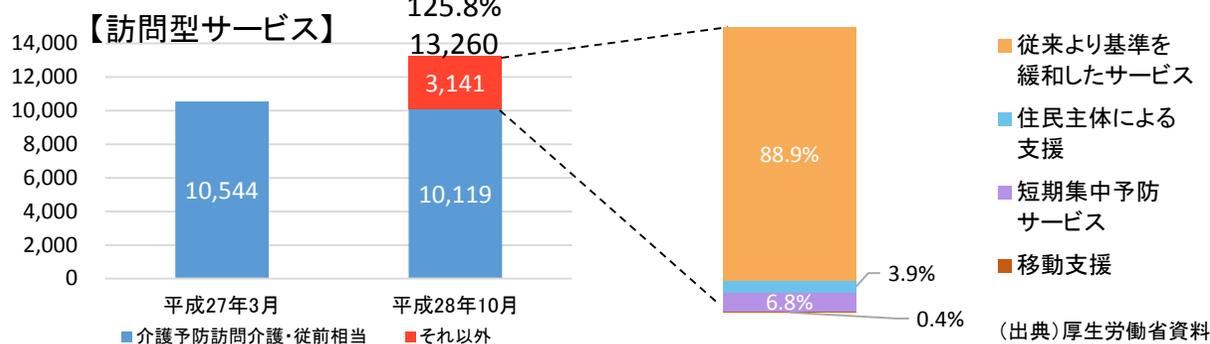
## 【訪問介護利用者の要介護度別サービス内容】 【総合事業の訪問型サービスの典型的な例】



(出典) 厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成29年4月審査分)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援

## 【総合事業のサービス別事業所数推移】



## 【改革の方向性】 (案)

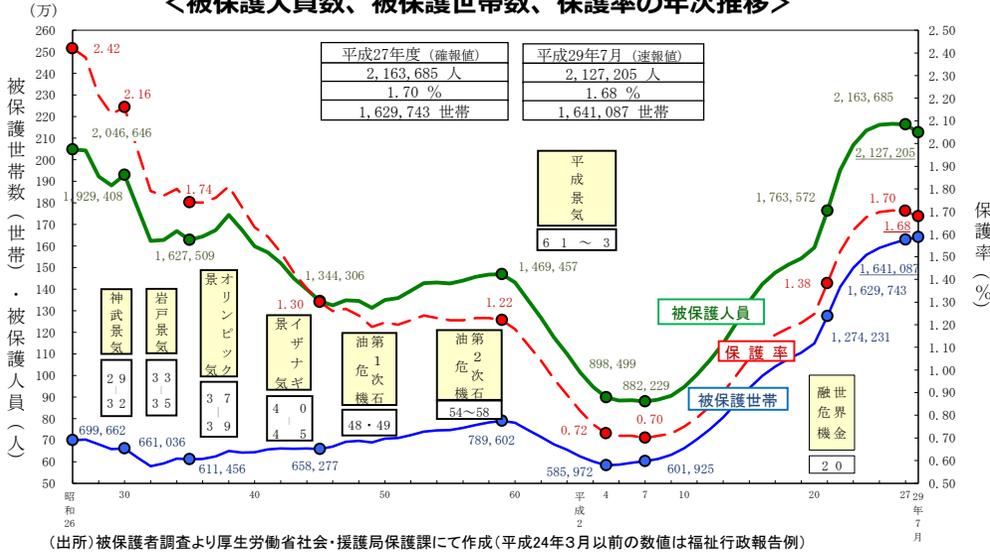
- 今後、総合事業については、さらに多様な主体によるサービス提供に移行していく必要があり、その移行状況も踏まえながら、改革工程表に基づき、軽度者に対する生活援助サービスなどの更なる地域支援事業への移行を進めていく必要。

# 生活保護

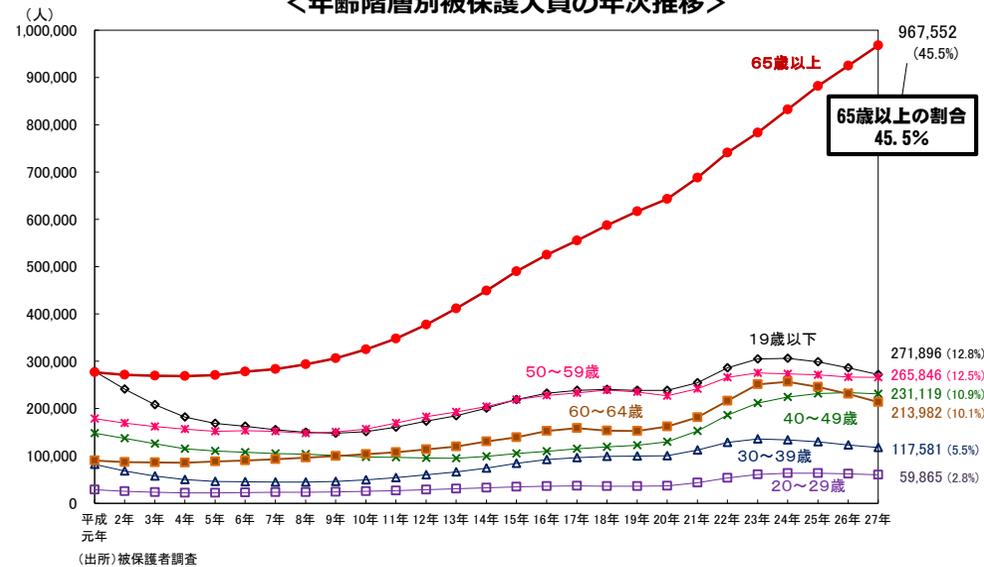
# 生活保護の現状

- 生活保護受給者数は平成27年3月をピークに減少に転じたが、生活保護受給世帯数は引き続き増加。
- 年齢別に見ると65歳以上の生活保護受給者数は一貫して増加を続け、平成27年度には45.5%。
- 生活保護費の伸びは、長期的な名目GDPの推移と比較すると伸び率が非常に大きく、近年ではほぼ横ばい。

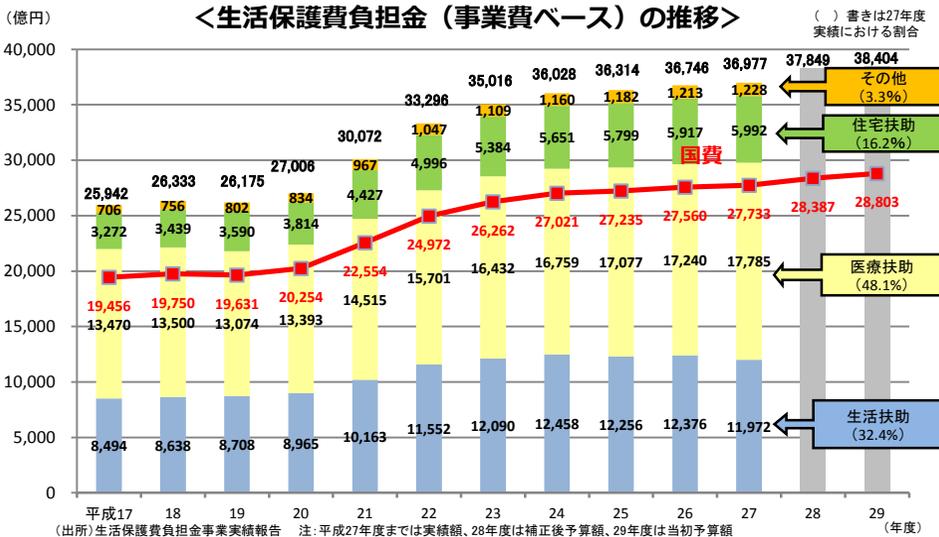
＜被保護人員数、被保護世帯数、保護率の年次推移＞



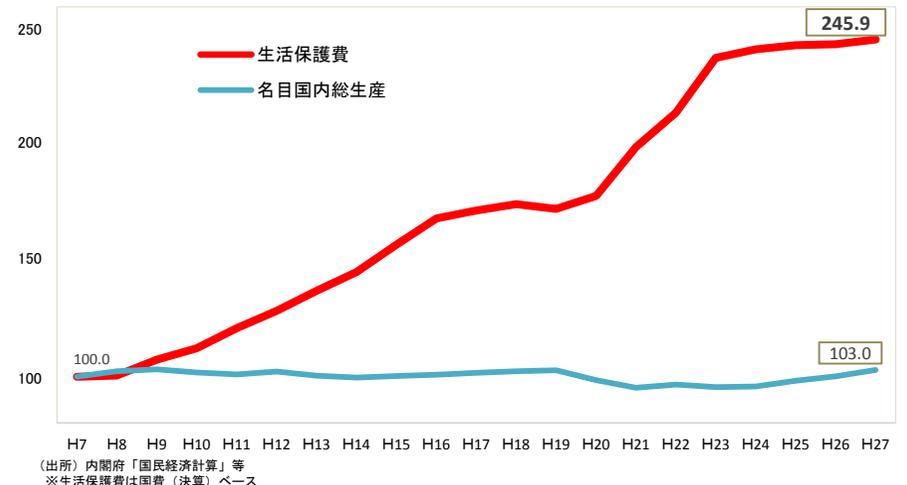
＜年齢階層別被保護人員の年次推移＞



＜生活保護費負担金 (事業費ベース) の推移＞



＜生活保護費と名目国内総生産の推移 (H7=100)＞



# 最低生活費の考え方

- 生活保護制度においては、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することが目的（生活保護法第1条）とされており、生活保護法において様々な原則や義務が設けられている。
- 最低生活費は、日常的に必要な食費、被服費、光熱水費等に対応するものとして生活保護受給者の年齢、世帯構成及び地域に応じた生活扶助（第1・2類費と各種加算）のほか、必要に応じた住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給されている。
- これらは最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものである必要。

## < 最低限度の生活の保障 >

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。

扶養義務者による扶養などは保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

## < 生活扶助基準の概要 >

- 生活扶助費は、**食費・被服費・光熱水費等の日常生活に必要な経費**に対応する扶助費。
- 生活扶助基準の具体的な金額は**世帯単位**で決まることとなっており、  
【第1類費】食費等の**個人的費用**（年齢階級別に個人単位で定められた金額の世帯合計）  
【第2類費】光熱水費等の**世帯共通的费用**（世帯人員別に定められた金額）を合算して算出。
- 第1類費、第2類費とも、**所在地域に応じて6段階の基準**が定められている。
- 障害者世帯、母子世帯など**特定の世帯には加算**がある。

## < 生活扶助基準額の算出方法 >

（単位：円／月額）

		生活扶助基準(第1類)					
		基準額					
年齢別	年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	0~2	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
	3~5	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
	6~11	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
	12~19	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
	20~40	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
	41~59	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
	60~69	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
	70~	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340

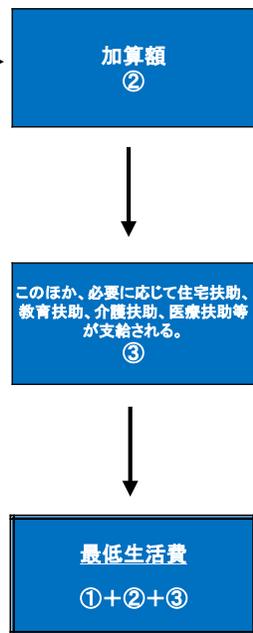
		通減率					
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯人員別	世帯人員						
	1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
	2人	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
	3人	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
	4人	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	

		生活扶助基準(第2類)					
		基準額					
世帯人員別	世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	1人	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
	2人	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550
	3人	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810
	4人	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780
5人	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090	

※冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。

生活扶助基準(第1類+第2類) ①

※各居住世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。



注：見直しの影響を一定程度に抑える激変緩和措置のため、実際に算定される最低生活費とは一致しない場合がある。

# 改革項目と改革の方向性（概要：生活保護）

改革項目	改革工程表の記述	番号
<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）</li> </ul>	①
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</li> </ul>	②
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</li> </ul>	③
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</li> </ul>	④

# 生活扶助基準の検証

- 昭和59年度以降、生活扶助基準は一般低所得世帯との均衡を図るように設定されており、具体的には全国消費実態調査における第1・十分位層の消費実態と均衡を図ってきた。一般低所得世帯との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、5年に一度の頻度で生活扶助基準の検証を行うこととされており、本年（平成29年）はその検証の年。
- 平成24年検証においては、年齢、世帯人員及び居住地域の3要素別に検証を行った結果、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との間に乖離が確認されたものの、その一部は激変緩和措置として基準の見直しに反映されず。

## ○ 社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成25年1月18日）（抄）

### 1. 基準部会の役割と検証概要

#### (3) 検証方針と検証概要

- 今回の検証においては、生活保護において保障すべき健康で文化的な最低限度の生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものとされてきたことから、生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として、年間収入階級第1・十分位層（以下「第1・十分位」という。）を設定した。

## ○ 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）（抄）

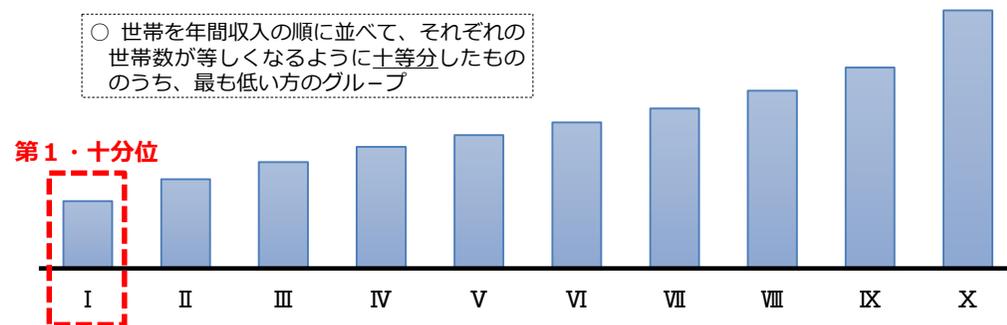
### 3. 主要分野ごとの改革の取組

#### (1) 社会保障

##### ③ 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し

- 生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点からきめ細かく検証する。

## ＜ 全国消費実態調査における第1・十分位層のイメージ ＞ （年間収入十分位階級別の生活扶助相当消費支出額）



(注) 生活扶助相当の消費支出額とは、消費支出全体から、住居（住宅扶助相当）、保健医療（医療扶助相当）、教育（教育扶助相当）、自動車等関係費（生活保護受給世帯の自動車保有は原則不可）、NHK受信料（生活保護受給世帯は支払免除）等を控除して算出するもの。

## 前回（平成24年）の生活扶助基準の見直し

- 生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡を年齢・世帯人員、居住地域の3要素別に検証し、制度内の不均衡を適正化

- 前回見直し（平成20年）以降の物価変動の反映

### ※ 生活扶助基準の見直しにあたっての激変緩和措置

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅については、**±10%を限度となるよう調整**
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施

## （前回の見直しにおける「激変緩和措置」）



※見直し前の基準額は、現行基準額表①から算出し、見直し後の基準額は現行基準額表②から算出したもの

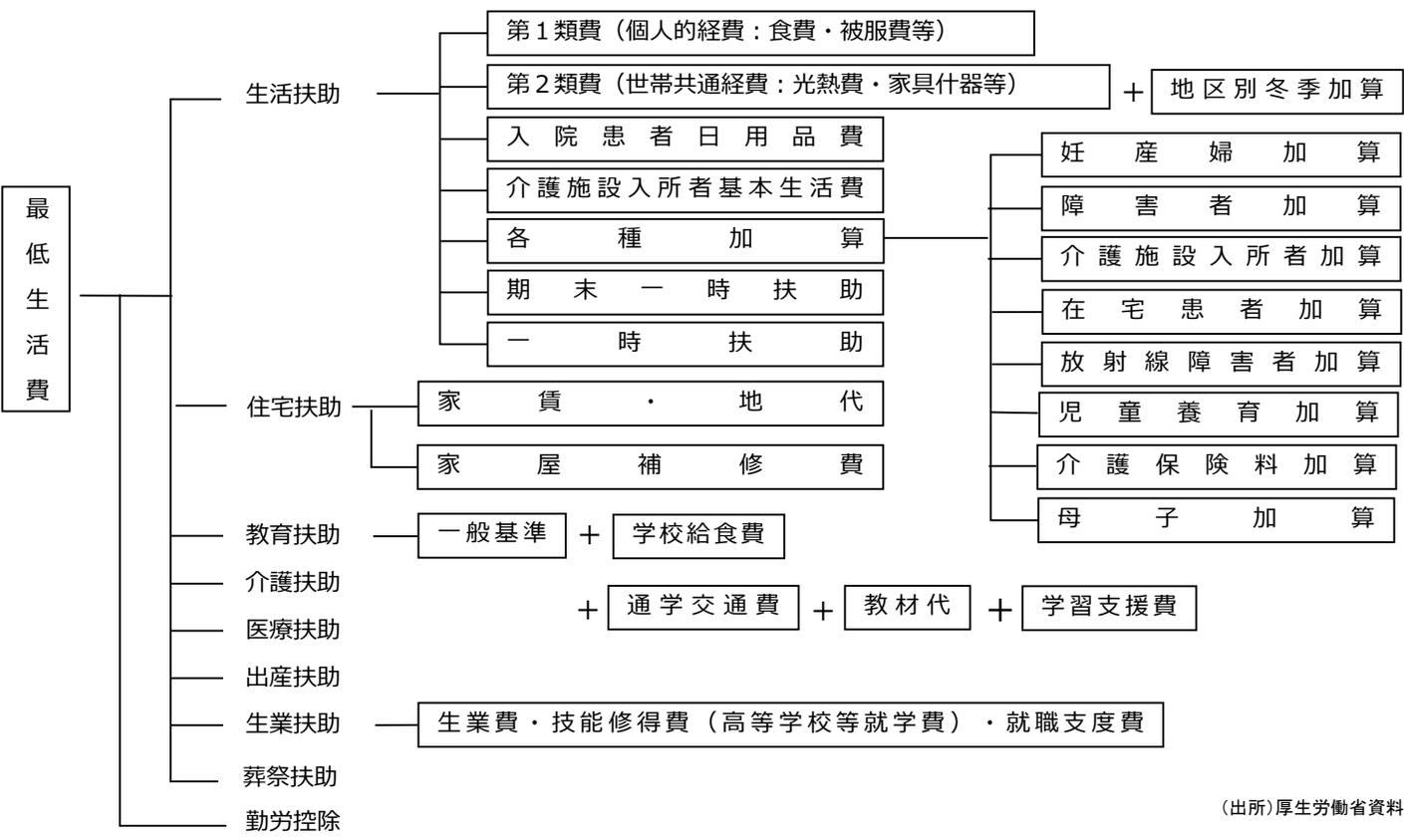
## 【改革の方向性】（案）

- 今回の生活扶助基準の検証においては、国民に理解の得られる制度とする観点から、均衡を図る対象とする一般低所得世帯の水準を検証するとともに、一般低所得世帯の消費実態との間で乖離が生じないよう検証結果を適切に基準に反映すべき。

# 各種の加算・扶助の全体像

- 一般低所得世帯の消費実態と均衡を図って設定される生活扶助（第1類費・第2類費）に加えて、生活保護制度には多くの加算・扶助が存在し多種多様な特別の需要に配慮。
- 近年、期末一時扶助や住宅扶助、冬季加算について見直しが行われたが、必要性や内容・水準について検証が行われていない加算・扶助も存在。

## < 最低生活費の体系 >



(出所)厚生労働省資料

## < 近年における各種加算・扶助の見直し >

平成25年度	
期末一時扶助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給</li> <li>・ 世帯人員に関わらず、一律に人数倍した額を支給していたものについて、経済性（スケールメリット）を勘案するよう見直し</li> </ul>
平成27年度	
住宅扶助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給</li> <li>・ 各地域の家賃実態や近年の家賃動向等を踏まえた見直し</li> <li>・ 世帯人数区分を細分化するとともに、床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入</li> </ul>
冬季加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして支給</li> <li>・ 一般低所得世帯の光熱費支出額の地区別実態や世帯人数別較差等を踏まえた見直し</li> </ul>

### 【改革の方向性】（案）

- 近年、見直しが行われていない加算・扶助について、同類型の一般低所得世帯との間で不均衡は生じていないか、加算・扶助によって対応することとされた特別の需要に重複が生じていないか、などといった観点から検証すべき。

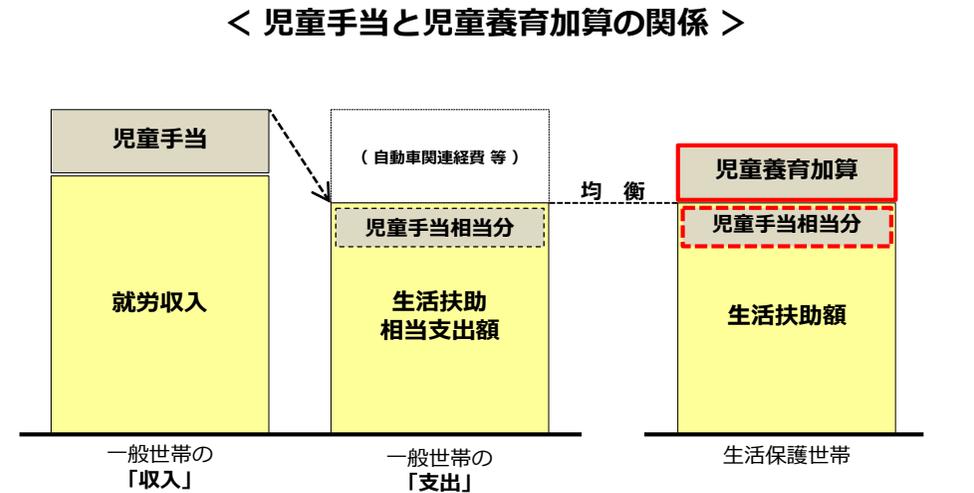
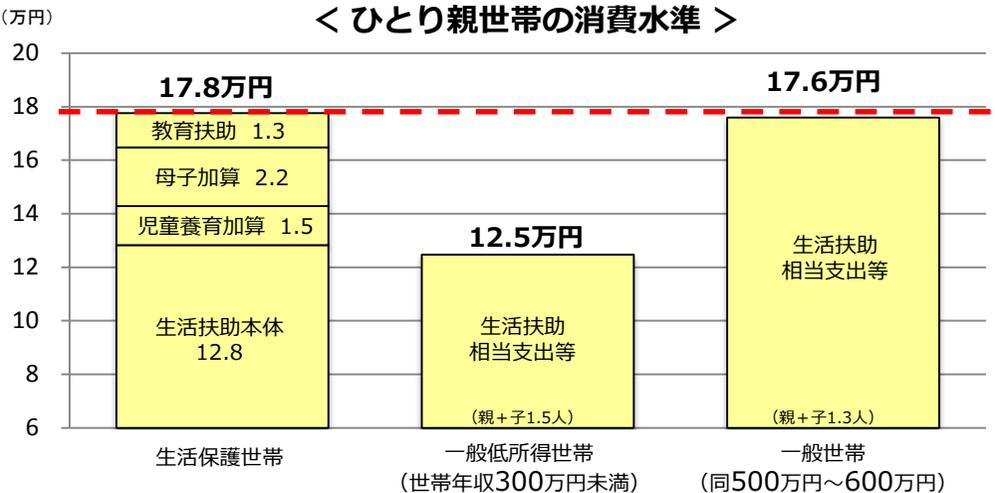
# 有子世帯の加算・扶助（母子加算・児童養育加算）

- ひとり親世帯の母子加算・児童養育加算を含めた生活扶助等の額は、ひとり親の一般低所得世帯の消費水準を大きく上回っており、世帯年収500～600万円の世帯の消費水準に相当。
- 児童養育加算については、児童手当に相当するものとして児童手当と同額を加算。生活保護世帯の生活扶助額（第1類費・第2類費）は、一般低所得世帯の消費実態と均衡を図って設定されているが、一般世帯の消費支出は就労収入だけでなく児童手当も含めた収入全体から支出されているものであり、改めて生活保護世帯に対してのみ児童手当見合いの児童養育加算を行うことは二重の配慮となる可能性。

## < 有子世帯の加算・扶助の概要 >

	母子加算	児童養育加算	教育扶助	高等学校等就学費
趣旨	子どもの貧困の解消を図るため、ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯等）の生活保護受給世帯に対し支給するもの。	児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの。	義務教育（小学校・中学校）に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの。以下参照）について給付を行うもの。	高等学校等就学に伴って必要となる費用（学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照）について給付を行うもの。 ※ 生業扶助として支給
基準額 (月額、29年度)	○在宅 1級地 22,790円 2級地 21,200円 3級地 19,620円 ○入院入所 18,990円	児童手当と同額 ○第1子及び第2子 3歳未満 15,000円 3歳以上 10,000円 ○第3子以降 小学校修了前 15,000円 中学生 10,000円	○基準額 小学校 2,210円 中学校 4,290円 ○学級費等 小学校 670円以内 中学校 750円以内 ○教材代、学校給食費、校外活動費、通学交通費 実費支給 ※学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円	○基準額 5,450円 ○学級費等 1,670円以内 ○教材代、通学交通費 実費支給 ○授業料、入学料、入学考査料 公立高校相当額 ※学習支援費 5,150円
経過	子育てを一人でするひとり親世帯には追加的な栄養等が必要であることを理由として、昭和24年創設。	児童手当制度創設に伴い、児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するものとして、昭和47年創設。	義務教育就学児童・生徒がいる世帯での義務教育に必要とされる費目の援助のため、昭和25年創設。	生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等の就学費用に対応するため、平成17年創設。

※ 学習支援費については、貧困世帯に属する子どもの増加という「子どもの貧困」「貧困の連鎖」が社会問題化しつつあったことも踏まえ、平成21年創設。



(注) ・一般（低所得）世帯の生活扶助相当支出等は、全国消費実態調査（平成26年度）に基づき財務省で試算。  
 ・生活保護基準額は、一般（低所得）世帯の級別世帯数や子の構成が不明なため、級地区分は2級地-1、子の構成は中学生として算出。  
 ・教育扶助は、基準額と学習支援費の合計額。

(注) 「自動車関連経費等」とは、生活保護世帯では支出が想定されないため、生活扶助相当支出額を算出する際に生活保護世帯との均衡上除外して計算することとされている支出。